

| 報告項目 | 報告内容 |
|----------------------|---|
| 被処分者の氏名又は法人名称 | 朝倉 和幸 |
| 登録番号又は法人番号 | 09130848 |
| 所属する単位会 | 千葉県行政書士会 |
| 事務所名称 | 朝倉行政書士事務所 |
| 事務所所在地 | 千葉県市川市中国分1丁目16番11号 |
| 処分年月日 | 平成30年12月12日 |
| 処分内容（種類） | 廃業の勧告及び1年間の会員の権利の停止 (2019年1月1日から2019年12月31日まで) |
| 上記処分をした理由 | 朝倉和幸会員は、平成29年4月、在留資格変更許可申請の本人署名を当該会員が行ってこれを東京入国管理局に提出した。このような行為は、行政書士としてあってはならない行為であり、申請取次行政書士の制度主旨を蔑ろにするものと断じざるを得ない。加えて、許可の受領の懈怠や預かった書類の紛失等、依頼者の信頼を損なう複数の行為があった。当該会員のこれらの行為は、誠実な業務遂行・品位保持義務に違反するものであり、行政書士として到底許されるものではない。(行政書士法第10条及び第13条、千葉県行政書士会会則第19条違反) |
| 上記処分の根拠となった法令及び会則の条文 | 行政書士法第10条及び第13条 行政書士は、誠実にその業務を行なうとともに、行政書士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。行政書士は、その所属する行政書士会及び日本行政書士会連合会の会則を守らなければならない。 千葉県行政書士会会則第19条 会員は、常に法令及び連合会の会則並びに本会の会則を遵守し、品位を保持し誠実にその業務を行い、業務上必要な知識の修得及び実務の研さんに努めるとともに、行政書士並びに本会の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。 |